

鶴岡四中の放課後活動基本方針

令和5年4月現在

放課後活動とは・・・

○従来の部活動と、保護者会などと校長が委嘱した地域指導者が指導・管理にあたるクラブ活動を併せて「放課後活動」とします。

1 放課後活動のねらい

(1) 学校教育の一環として平日に行う部活動と、各活動における技術的な指導と活動の機会を担保するクラブ活動を通して心身共に健全な生徒の育成をめざします。

(2) 学校(顧問教員)と保護者、地域指導者等が協力して生徒を支える活動です。

2 部活動の目的 ※クラブ活動の目的も部活動のそれに準じます。

(1) 部活動の目的とは・・・「心身共に健全な生徒の育成に寄与すること」です。

3 放課後活動の区分

(1) 部活動 …学校教育の一環として、平日に生徒が主体的に行う課外活動です。

(2) クラブ活動…保護者と地域指導者等が、部活動と連携して組織的・計画的に行う活動です。

①部活動は、学校教育の一環なので、生徒・職員の心身の疲労度や保護者の経済的負担等を考慮し、活動内容や時間に制約があります。

②クラブ活動には、学校施設や外部施設の利用等、学校として可能な支援をします。

※民間クラブ…学校が関与しない活動

(具体例：スイミングクラブ、相撲道場、卓球道場、空手道場、体操教室等)

ただし、中体連の正式あるいは準種目については、できる限り中体連主催の大会に職員を派遣しますが、職員数の関係でできない場合もあります。

(水泳、ハンドボール、体操、新体操、相撲、柔道、スキー、スケート)

4 放課後活動連絡会

(1) 年2回の定例開催とねらい

①第2回(6月頃)

*保護者会代表・地域指導者が放課後活動の基本方針・ガイドラインの内容を確認します。

※令和6年度は年度当初の時期に開催…新入部員及びその保護者に説明できるようにする。

②第1回(8月頃)…新チーム(2年生主体)の活動開始後に開催

*新しい保護者会代表・地域指導者に、放課後活動の基本方針・細部確認事項の内容を確認しながら、改善事項があれば審議します。

(2) 参加対象者

*管理職、部活動顧問、各部の保護者会代表と地域指導者代表、新規登録の地域指導者

(3) 臨時の開催

*放課後活動の中で重大な問題が発生し、保護者会代表や地域指導者等の意見を聞きながら、理解と協力を求めなければならない場合に開催します。

5 地域指導者の推薦・委嘱と解除

(1) 委嘱について

①部活動顧問と保護者会の推薦を受け、放課後活動の基本方針・細部確認事項の内容を理解いただいた上で校長が委嘱します。

(2) 委嘱解除について

- ①地域指導者本人から委嘱解除の申し出があった場合
- ②部活動顧問あるいは保護者会から解除の要請を受けた場合
- ③指導の中で重大な問題（生徒への体罰・暴言・セクハラ等）があった場合